

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立し、仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮できるような職場環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日 から 2024年3月31日までの5年間

目標1 妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

〈対策〉 2019年4月～ 女性職員に対し産前産後の健康確保の制度を周知するために、職員の会議等で定期的に議題に挙げ、合わせて、躊躇なく相談できる窓口人員の人選及び受入体制の整備

目標2 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業に関する規定の整備、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を図る措置の実施

〈対策〉 2019年4月～ 育児休業規程を見直し、女性だけでなく男性でも取得しやすい規程の盛り込みを検討し実施

2019年6月～ 育児休業中の待遇や情報提供の方法及び復帰後の短時間勤務等の柔軟な労働条件を会議等の議題に挙げる

目標3 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性職員が就業を継続し、活躍できるようにするため、次の取組を実施

(1) 働き続けながら子育てを行う女性職員がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する管理職研修

〈対策〉 2019年8月～ 両立支援のために、どのようなサポート体制が可能なのかを洗い出し、キャリアアップのための段階を整備する。

2019年9月～ 外部で行われる両立支援のための管理職研修への参加

目標4 所定外労働の削減のための措置の実施

〈対策〉 2019年4月～ 子育てを行うすべての職員に勤務状況のヒアリングを実施

2019年5月～ 所定外労働の原因を分析し、削減に向けた対策の確立及び実施